

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

幼い頃からの思いを叶えるため、島津有理子アナウンサーが医師を目指してNHKを退職しました。彼女が司会をする番組で取り上げた「生きがいについて」の著者神谷美恵子に背中を押されたと言っています。「自分固有の生きて行く目標は何か、あるとすれば、それに忠実に生きているか」という問いに心を揺さぶられ湧き上がるものがあったのでしょうか。

生きがいという道はいろいろあります。近道よりも回り道の方がいろいろな人や風景に出会えます。急ぐより新しい道を発見することで旅は深まっていきます。

私の書棚より

○勇気とは、恐れを知らないということではない。抱いた恐れを克服していく意志を持つ。それが勇気なのだ。

○難しい問題が発生した時こそ、拙速にならずあらゆる可能性を考慮に入れて、冷静沈着に向き合う。そして、塾考の末に答えにたどり着く。リーダーはそういう姿を見せるべきだ。

「信念に生きるネリソ・マンデラの行動哲学」
リチャード・ステンゲル著 英治出版

税務アンテナ

□使途不明金は法人税の課税所得の計算上、損金不算入とし、使途秘匿金はその支出そのものを課税標準とし、通常法人税のほかに40%の法人税が追加課税されます。

使途不明金は交際費等として損金経理されたもののうち、その費途が明らかでないものをいい、役員に対して接待交際費等の名義で支出した金額でその費途が明らかでないもの、法人の業務に関係はないと認められるものは、役員に対する報酬又は賞与となります。

使途秘匿金は、相当の理由がなく相手方を明らかにしないもので、損金経理をしたものに限らず、仮払金、貸付金、固定資産等の資産計上されたものも含まれます。

□父母や祖父母等の扶養義務者から生活費又は教育費の贈与を受けた場合には、通常必要と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。

婚姻後の生活のための家具、寝具、家電製品等の贈与や、購入費用に充てるための金銭の贈与、結婚式及び披露宴の費用、出産費用等も、その者の通常の日常生活を営む必要な費用となります。

ただし、数年分の生活費又は教育費を一括で贈与を受けた場合において、それが生活費又は教育費に充てられず預貯金や他の財産の取得に充てられた場合には、贈与税の課税対象になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○9月決算法人の確定申告 ○31年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、31年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○11月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	---------------------------

今月の贈る言葉『もうおしまいと思ったところから、必ず道は開ける』 by 春山満